

## 第77課 株式会社—資本と株式 その1

株式会社の財産的基礎の中核となる「資本」と「株式」について考えてみよう。

まず、「資本」についてであるが、一般的に「資本」と言う場合、商売の元手となる資金を指すことが多い。企業が活動するには、もちろん、元手となる資金が必要である。企業は、元手の資金をもとに、設備を整え、原材料を購入して加工したり、商品を仕入れて販売したりして利益を上げていくわけである。株式会社の場合にも、もちろんこのことは当てはまるわけで、その意味では「株式会社の資本」と言う場合、このような意味ももちろん含まれる。株式会社において、事業の元手となる資金を誰が出しているかと言えば、それは出資者、つまり株主である。すなわち株主が、自分に対して発行される株式に対して、出資として払う株式の発行価額を全部集めたものがその株式会社の事業の元手となるわけである。そのことから、商法は、株式の発行価額の全額が資本の額となることを原則としている（商法第284条の2第1項 — ただし、これは原則であって、同条第2項により、発行価額の総額の2分の1までは資本に組み入れないことができる。したがって、資本は、発行価額の総額より少ない場合がありうるが、それでも2分の1以下になることはない）。

しかし、株式会社の資本についてはもう少し別の意味も含まれる。それは、資本が、会社に対する債権者の最後の担保であることから、会社が常時保有していなければならない財産の価額を意味するということである。繰り返すようだが、株式会社は有限責任会社であり、社員は自分の出資した金額以上には責任を負わないので、会社と取引をする者にとっては、いざとなったときに頼りとなるのはその会社の財産だけである。ところが、この会社の財産を勝手に減らされてしまったら、万が一の時に自分の債権が回収できなくなるかもしれない。これでは到底安心して会社と取引をすることはできない。

そこで、商法は株式会社については、資本金の最低額を1,000万円とし（商法第168条の4）、かつ、これを常に確保するような制度を置いているのである。すなわち、株式会社においては、「資本」というのは、会社が常時保有していなければならない最低限の財産の価値の総額という意味を持っているのである。

そして、ある株式会社がどのくらいの規模の資本を持っているのかについては、これを一般に公示させるようにしている。商法第188条を読めば分かるように、資本の額は、発行済みの株式の総数などとともに、登記事項のひとつになっている。つまり、誰でも法務局へ行ってその会社の登記簿を見れば、その会社が株式を何株発行していて、資本がいくらであるかは分かるようになっているのである。

## 1 重要語句

### a 資本

「資本」という言葉も、政治学、経済学などでそれぞれ意味が異なっており、法律上も様々な意味で使われるので、どのような場面で使われているかによって異なってくることがあるので注意してほしい。

ところで、本文では、資本は株式会社が常時保有していなければならない財産の価額と言ったが、これは何も株式会社が登記簿に書いてある資本の金額に相当する現金や銀行預金を常に持っていなければならない、それを使ってしまっってはいけない、という意味ではないので誤解しないでほしい。これはあくまでも計算上の問題である。ようするに、資本の額に相当する価値のある資産を保有していれば良いということであって、それはもちろん現金や預金でも良いが、建物でも、設備でも、道具でも、あるいは債権の形でもっていても良いわけである。

### b 株式（資本との関係）

株式は、すでに学んだとおり、均一の割合的単位に分割された株式会社の社員権のことである。資本との関係でいえば、本文のとおり、株式の発行価額の総額（一株の発行価額×発行済株式数）が資本の額となるのが原則である。

なお、資本の額は1,000万円以上でなければならないので、株式会社が設立に際して株式を発行する際に、1株を5万円で発行するとすれば、最低でも200株を発行する必要がある。すると、発行総額は1,000万円になるわけである。しかし、本文にあるように、商法284条第2項を利用してその一部を資本に組み入れない（このように、資本に組み入れない部分を「払込剰余金（はらいこみじょうよきん）」という。）とすると、資本の額が1,000万円を下回ってしまうので、この場合にはできない。もし、発行価額の一部を資本に組み入れないようにしようとするれば、1株をもっと大きな値段で発行するか、あるいは発行株式総数を増やさなければならない。

なお、資本に組み入れなかった払込剰余金は「資本準備金」という資金として積み立てておく（商法第288条の2第1項第1号）。これは将来、会社の財務状態が悪化したときなどに備えるための資金と理解しておけばよい。

なお、株式は会社の設立後も追加して発行することができる。これを「新株の発行」（商法第280条の2以下）という。

### c 公示

株式会社の資産状況は、登記簿のみならず、計算書類を公告または一般公開することによっても公開される（商法第283条第4項、第5項）。